

平成 20 年度
民間参加型サンゴ礁生態系保全活動推進事業

報告書

平成 21 年 3 月

沖縄県文化環境部自然保護課

- 目次 -

第一章.概要	1
1．目的	1
2．事業期間	1
3．事業内容	1
4．事業実施地域	3
5．事業実施機関および実施体制	3
第二章.「(仮称)沖縄県サンゴ礁保全・再生推進協議会」の開催及び事務局運営	4
1．準備会合の設置・運営	6
1－1．準備会合委員	6
1－2．第一回準備会合	8
1－3．第二回準備会合	11
2．沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の設置・運営	18
2－1．設立会合	18
2－2．活動の実施	27
2－3．第一回理事会	30
2－4．第二回理事会	41
2－5．第一回総会	46
2－6．活動の実施	52
2－7．第三回理事会	56
第三章.「サンゴ礁保全活動プログラム集」の作成	62
1．サンゴ礁保全活動プログラム集作成検討会の開催・運営	63
1－1．検討委員	63
1－2．第一回検討会	64
1－3．第二回検討会	68
1－4．第三回検討会	74
2．サンゴ礁保全活動プログラム集（素案）の追加・修正及び完成	77
2－1．「シリーズ①観光・レジャープログラム」の概要	77
2－2．「シリーズ②環境教育プログラム」の概要	79
第四章.「サンゴ移植マニュアル」の作成	82
1．サンゴ礁海域選定調査及び検証調査の実施	83
1－1．選定調査	83
1－2．検証調査	86

2. サンゴ移植マニュアル作成検討委員会の開催・運営	100
2-1. 検討委員	100
2-2. 第一回検討会	101
2-3. 第二回検討会	102
2-4. 第三回検討会	105
3. サンゴ移植マニュアル案の追加・修正及び完成	108
3-1. サンゴ移植マニュアルの概要	108
 第五章. 「モデル地域活動」の実施	112
1. 協議会とのネットワークを使った効果的な地域の支援方法	112
2. 「サンゴ礁保全活動プログラム集（素案）：観光・レジャーシリーズ」を活用した保全活動	113
2-1. 活動の実施	113
2-2. プログラム集および協議会への反映	118
3. 「サンゴ移植マニュアル案」に基づいた保全活動	119
3-1. 活動の実施	119
3-2. サンゴ移植マニュアルおよび協議会への反映	136
 第六章. 「普及啓発活動」の実施	138
1. 広報活動の実施	138
2. ワークショップ等の開催	144
2-1. ワークショップ北谷町	145
2-2. ワークショップ宮古島市	146
2-3. 第一回総会ワークショップ	152
3. シンポジウムの開催	159
3-1. 基調講演	159
3-2. ワークショップ	161
3-3. 活動交流会	161
4. パネル展の開催	163
 第七章. 総括	167
1. サンゴ礁保全推進協議会の開催及び事務局運営	167
2. 「サンゴ礁保全活動プログラム集」の作成	167
3. 「サンゴ移植マニュアル」の作成	167
4. 「モデル地域活動」の実施	168
5. 「普及啓発活動」の実施	169

第一章.概要

1. 目的

本事業は、沖縄県の豊かな自然環境の基盤として、生物多様性の保全、漁業資源・観光資源として重要な価値を有しているサンゴ礁保全・再生していくために、行政、ダイビング業者、漁業者、企業、NPO 等自然環境保全団体、市民、観光客等の様々な主体が参加する官民協働のサンゴ礁保全・再生推進体制を沖縄県全体及び県内各地において構築することを目的とし、これら主体の合意形成や参加手法の確立を図るための業務を行う。

2. 事業期間

平成 20 年 4 月 18 日～平成 21 年 3 月 31 日

3. 事業内容

平成 20 年度の事業概要を図 1-3-1 に示す。本年度の事業では主に、下記の 5 つの業務から構成され、(仮称) 沖縄県サンゴ礁保全・再生推進協議会の開催及び事務局運営、サンゴ礁保全対策ツールとしての「サンゴ礁保全活動プログラム集」、「サンゴ移植マニュアル」の作成、協議会とのネットワークづくりや上記プログラム集やマニュアルを活用したモデル地域活動、協議会への県民の認知を高める等を目的とした普及啓発活動を行った。

- (1) 「(仮称) 沖縄県サンゴ礁保全・再生推進協議会」の開催及び事務局運営
- (2) 「サンゴ礁保全活動プログラム集」の作成
- (3) 「サンゴ移植マニュアル」の作成
- (4) モデル地域活動
- (5) 普及啓発活動

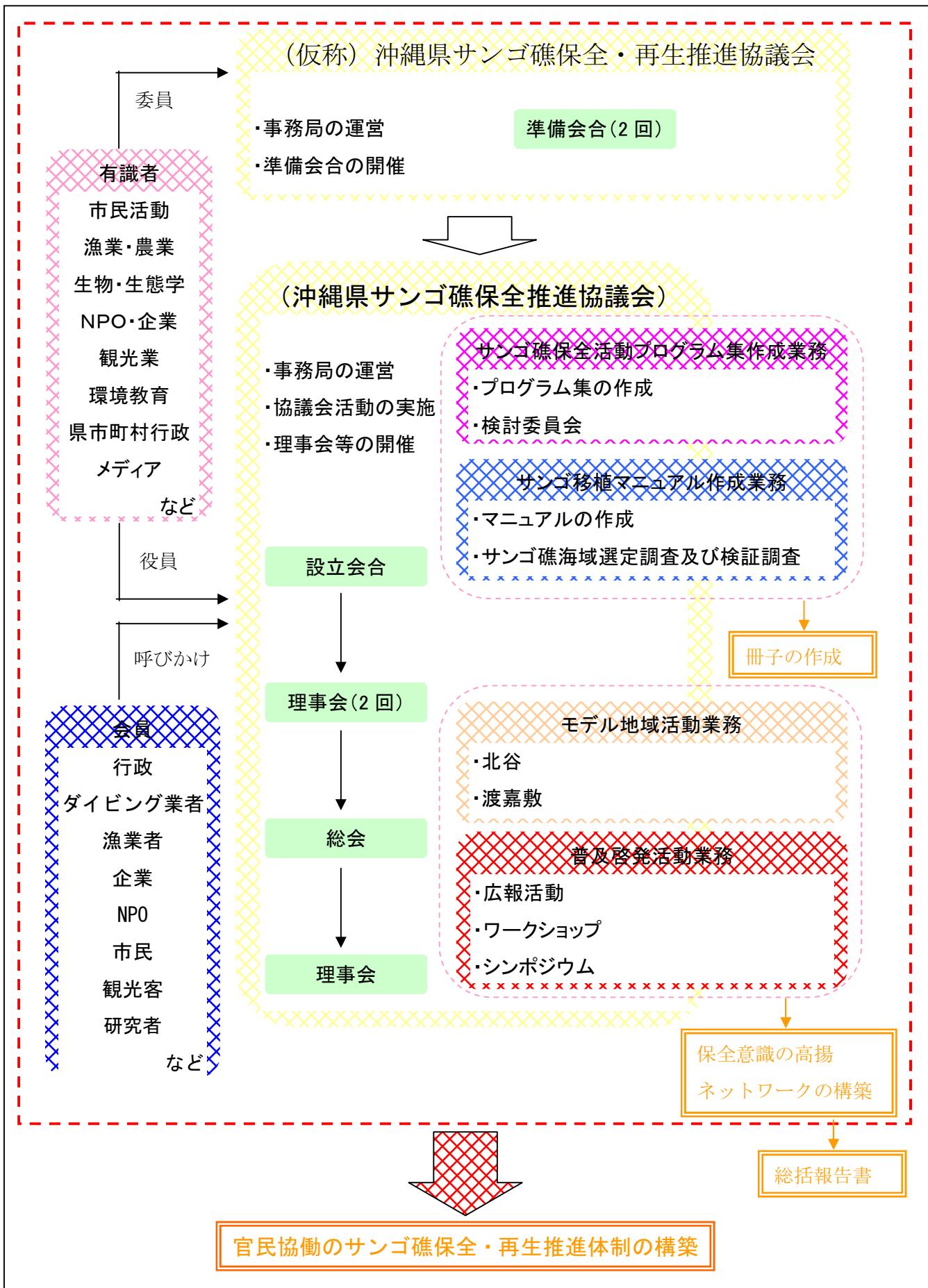


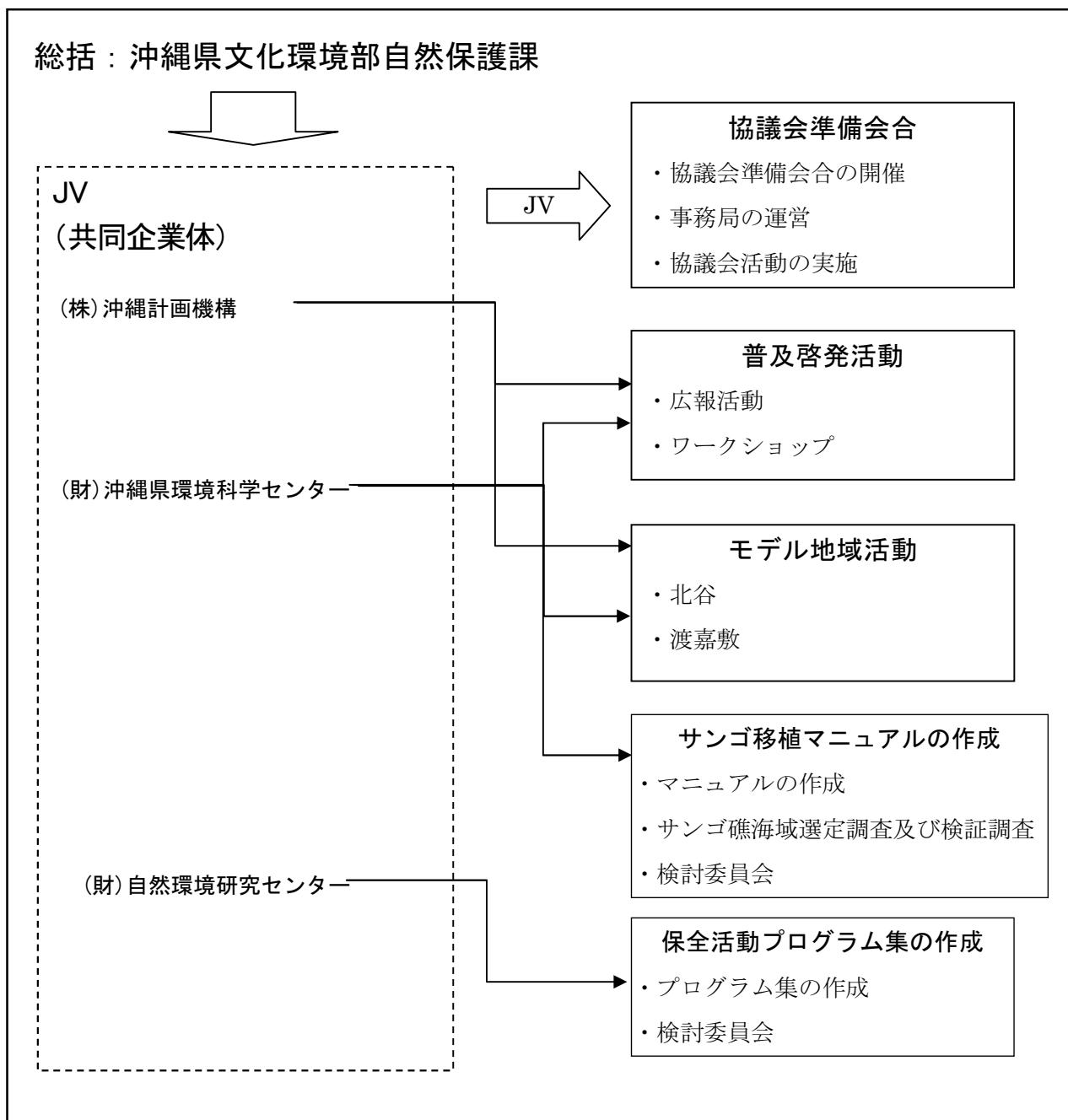
図 1-3-1. 平成 20 年度事業の概要

4. 事業実施地域

業務実施地域：沖縄県全域

5. 事業実施機関および実施体制

本業務の実施機関および実施体制を図 1-5-1 に示した。



JV : (財)沖縄県環境科学センター・(財)自然環境研究センター・(株)沖縄計画機構民間参加型サンゴ礁生態系保全活動推進事業に関する検討調査共同企業体

図 1-5-1. 実施機関および実施体制

第二章. 「(仮称)沖縄県サンゴ礁保全・再生推進協議会」の開催及び

事務局運営

本業務では、前年度に引き続き、協議会設立に向けて準備会合を開催するとともに、その事務局運営（協議会に係る資料作成、県との事前調整、議事録作成、委員との日程調整、会議運営及び取りまとめ等）を行った。協議会設立後は、理事会を開催するとともに、その事務局運営（協議会に係る資料作成、県との事前調整、議事録作成、委員との日程調整、会議運営及び取りまとめ等）を行った。

なお、準備会合での議論により、協議会の設立時の正式名称は「沖縄県サンゴ礁保全推進協議会」となったため、「沖縄県サンゴ礁保全推進協議会」は「(仮称) 沖縄県サンゴ礁保全・再生推進協議会」のことを指す。

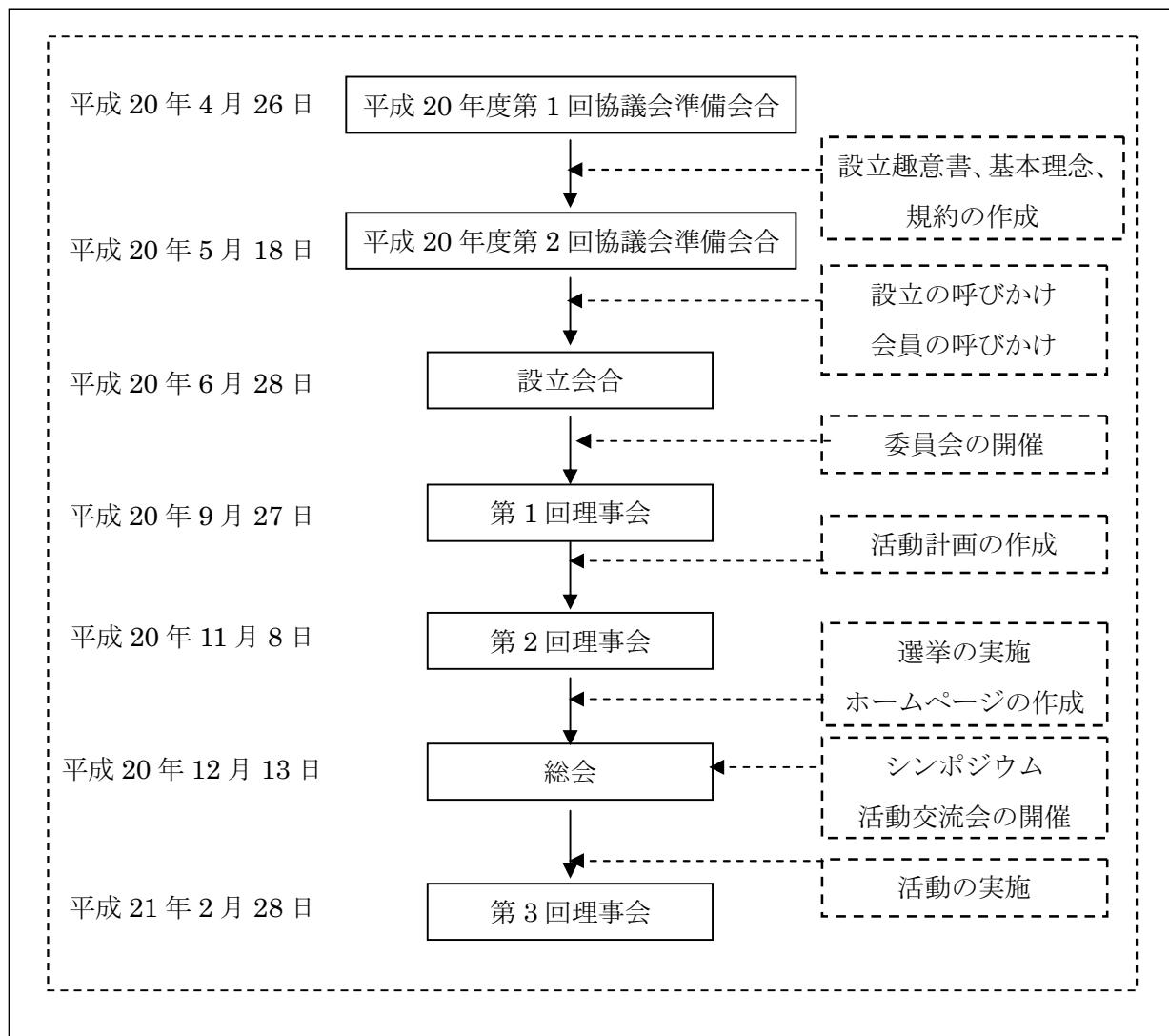


図 2-0-1. 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の会合と主な活動

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会は、平成 20 年 6 月までの協議会設立までは、準備会合（2 回）を実施し、るべき協議会の姿や機能、体制などに関する議論が行われてきた。それらの議論を元に協議会の設立趣意書と基本理念を作成し、サンゴ礁保全活動実施団体へ呼びかけを行い、平成 20 年 6 月 28 日に協議会設立会合を開催した。

協議会設立後は設立会合で承認された会長、副会長、理事とともに理事会（2 回）を開催し、協議会の運営体制について議論し、総会の準備を進めた。理事会の他に、選挙管理委員会、企画委員会、総会準備委員会、広報委員会が組織され、各委員会で議論を行いながら作業を行った。

2008 年 12 月には第一回総会が開催され、協議会の規約や運営体制等について承認され、選挙により新たな役員が選出された。平成 20 年度は総会で承認された活動計画に基づき、活動を実施した。

表 2-0-1. 協議会会合及び総会での主な議事

年度	協議会の会合	協議会会合及び総会での主な議事
平成 20 年度	平成 20 年 4 月 第 1 回協議会設立準備会合	①準備会合設置要綱について ②設立準備会合の委員長及び副委員長の選任について ③設立準備会合の役割について ④協議会の組織体制イメージについて
	平成 20 年 5 月 第 2 回協議会設立準備会合	①設立趣意書と基本理念について ②協議会の H P イメージについて ③協議会設立に向けた準備について ④協議会参加呼びかけ団体等について
	平成 20 年 6 月 設立会合	①開会から協議会設立までの経緯と今後の方針 ②協議会設立経緯及び設立趣意書、基本理念についての質問 ③規約について ④会長、副会長、理事について ⑤協議会の進め方について
	平成 20 年 9 月 第 1 回理事会	①総会の開催について ②各委員会の開催 ③各委員会で協議した内容の確認 ④総会の議案について ⑤シンポジウムについて ⑥新規会員の募集について ⑦その他（次回理事会の開催等）
	平成 20 年 11 月 第 2 回理事会	①各委員会の報告 ②総会の議案と資料 ③シンポジウムについて
	平成 20 年 12 月 総会	①規約の改正 ②事業計画（H20） ③運営体制 ④事業計画（H21） ⑤収支予算
	平成 21 年 2 月 第 3 回理事会	①委員会について ②平成 20 年度活動の実施 ③平成 21 年度活動計画 ④事務局からの報告 ⑤その他理事会において必要と認めた事項

1. 準備会合の設置・運営

1-1. 準備会合委員

平成 20 年度(仮称)沖縄県サンゴ礁保全・再生推進協議会設立準備会合委員を表 2-1-1 に示す。平成 20 年度委員には、前年度の委員に加えて、新たに 4 名が加わった。準備会合は設置要綱に基づき運営し、会合以外でもメーリングリストを活用し情報や意見交換を行った。

表 2-1-1. 準備会合委員

氏名	所属
上田邦太郎*	沖縄県漁業協同組合連合会指導課
上里幸秀	沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課
浦崎 晃	有限会社三浦クリエイティブ
岡地賢	有限会社コーラルクエスト
垣花武信*	座間味村商工会
鹿熊信一郎	沖縄県八重山支庁農林水産整備課
梶原健次	宮古島市企画政策部地域戦略局エコタウン推進室
後藤亜樹	(環境教育コンサルタント)
小林靖英	環境省那覇自然環境事務所
桜井国俊	沖縄大学
寺田麗子	沖縄玉水ネットワーク
平井和也	NPO 法人沖縄エコツーリズム推進協議会事務局
平田春吉*	渡嘉敷ダイビング協会
中野義勝	琉球大学熱帯生物圏研究センター瀬底実験所
中谷誠治	(JICA プロジェクト専門家)
中山恭子	山内公認会計士事務所
西平守孝	名桜大学
宮城俊彦	沖縄県衛生環境研究所環境科学班
安村茂樹	WWF ジャパン
横井仁志	NPO 法人沖縄県ダイビング安全対策協議会環境委員会担当
吉田稔*	有限会社海游

*は平成 20 年度からの新規委員

(仮称) 沖縄県サンゴ礁保全・再生推進協議会設立準備会合設置要綱

(仮称) 沖縄県サンゴ礁保全・再生推進協議会設立準備会合設置要綱

(設置目的)

第1 条 (仮称) 沖縄県サンゴ礁保全・再生推進協議会（以下「協議会」という）の設立に向けた準備作業を行うために会合を設置する。

(名 称)

第2 条 この会合は、(仮称) 沖縄県サンゴ礁保全・再生推進協議会設立準備会合（以下「準備会合」と称する）という。

(協議内容)

第3 条 準備会合で協議する内容は、協議会の設立に必要な諸事項について協議し決定するものとする。

(1) 決を採る際に反対意見が出る場合は、出席者の3/5以上の賛成をもって決定するものとする。

(2) 事前協議が可能な内容については、メーリングリストにおいて事務局と委員が相互に協議事項を提示しながら協議を進める。

(3) メーリングリストでは、提示された協議事項に1週間を期限として意見を受け付け、準備会合と同様、決を採る際に反対意見が出る場合は、委員の3/5以上の賛成をもって決定するものとする。

(構 成)

第4 条 準備会合は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 協議会の設立に賛同する者で、平成19 年度民間参加型サンゴ礁生態系保全活動推進事業の(仮称) 沖縄県サンゴ礁保全・再生推進協議会準備会合の検討委員である者。

(2) 前項に挙げた委員以外に新たに加えたい者がいる場合は、他の委員の合意が得られた場合に、委員にことができる。

(委員長及び副委員長)

第5 条 準備会合に委員長及び副委員長を各 1 名置き、委員の互選によりこれを定める。

(会 議)

第6 条 準備会合の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

(1) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。

(2) 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7 条 準備会合の事務局は、沖縄県文化環境部自然保護課内に置く。

(補 足)

第8 条 この要綱に定めるもののほか、準備会合の運営に関する必要な事項は、委員長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成 20 年 3 月 14 日から施行し、協議会が設立された時に消滅する。

この要綱は、平成 20 年 4 月 26 日から施行し、協議会が設立された時に消滅する。

1－2. 第一回準備会合

協議会の趣意書や規約の作成、新規委員の追加など協議会の組織体制の強化、設立総会を開催するための準備など準備会合で協議する必要があったため、第一回準備会合を開催した。第一回準備会合を開催するにあたり、準備会合設置要綱、協議会の組織体制などの事務局案を作成した。第一回準備会合では、事務局案を元に議論を行い、委員長、副委員長の選任、協議会の役割、組織体制について議論した。第一回準備会合後には、設立趣意書と基本理念の事務局案の作成、呼びかけ団体の絞り込み等を行った。

(1) 概要（日時、場所、出席委員、議事）

日時：平成 20 年 4 月 26 日（土）13:30～16:00

場所：八汐荘・小ホール

出席者：西平守孝、岡地賢、鹿熊信一郎、小林靖英、後藤亜樹、寺田麗子、中野義勝、浦崎晃、平井和也、宮城俊彦、安村茂樹、横井仁志、梶原健次、垣花武信、上田邦太郎

議事：①準備会合設置要綱について

②設立準備会合の委員長及び副委員長の選任について

③設立準備会合の役割について

④協議会の組織体制イメージについて

(2) 第一回協議会設立準備会合の議事概要

1) 準備会合設置要綱の修正について

平成 19 年 3 月に開催した準備会合では、議決方法及び準備会合の成立要件に関する内容を具体的に議論せず要綱上にも明文化していなかったため、修正案（資料 2 頁）を用い協議したところ、次のように修正することが決まった。

①準備会合の成立は、委員(21名)の過半数の出席をもって成立する。

②委任状がある場合は出席とみなす。

③議決は、出席者の 3/5 以上の賛成をもって決定する。

④メーリングリストで提示された協議事項は 1 週間を期限に意見を受け付ける。議決は、委員の 3/5 以上の賛成をもって決定する。メーリングリストに反応が無いものは承認したものとみなす。

（※上記の内容を設置要綱に盛り込んで、平成 20 年 4 月 26 日から施行するものとした。）

2) 委員長、副委員長の選任について

本準備会合開催前から、委員長及び副委員長に関する腹案をメーリングリストで提案していたが、本準備会合で設置要綱第5条に基づき以下のとおり選任された。

- ①委員長：西平守孝
- ②副委員長：中野義勝

3) 準備会合の役割等について

本準備会合の経緯及び役割等について事務局より説明（資料4頁）を受け、平成20年4月から6月の協議会設立総会の開催までに検討し作成すべき資料内容等について協議した。

- ①設立趣意書案、基本理念案、規約案は、事務局が素案を作成し、MLで提示、それに各委員が意見及び提案を加え、それらを事務局が集約し修正の上、次の準備会合で最終案として提示する。ただし、各案の作成に関して事務局側から相談がある場合は、中野副委員長が対応することになった。
- ②6月の設立総会には平成20年度の活動計画案を提出し承認を得なければならないため、活動計画案（平成20年6月から活動が開始可能な内容を持った活動計画）の作成についても直ちに着手する。これについても事務局が素案を作成しMLを介して、各委員から意見及び提案を受けながら修正を加え次の準備会合で最終案として提示する。
- ③各案の作成に関して事務局側から相談がある場合は、中野副委員長が対応することになった。また、中野副委員長は各案の取りまとめに関して他の委員へ相談することができることになった。

4) 協議会の組織体制について

6月に設立を目指す協議会の組織体制のイメージに関して各委員の意見を交換しながら協議（資料8頁～20頁参照）した結果、次のような組織体制をもった協議会の設立を目指すことになった。

- ①資料8頁の事務局案にある「B案」を基本にしながら設立を目指すことになった。（ネットワークのネットワークづくりを行いながら、地域の現場のニーズに応えられるサービスを提供することでサンゴ礁の保全・再生ができる組織づくりを目指す。）
- ②最初から多くの会員で結成する大きな協議会を設立するのではなく、現準備会合委員を含み構成する中央会議メンバーと各関係団体、地域団体等が参加する組織体制を目指す。
- ③協議会が担う機能としては、①情報の収集と提供、②意志決定、③抑止力（開発等に対する）、④資金の確保（活動の持続性に関する）の4つが考えられ、それらの機能を發揮できる組織を立ち上げる。
- ④6月の協議会設立に先駆けて、参加募集を呼びかける協議会のホームページ作成を進めること。どのようなコンテンツを持ったHPとするについては、各委員のアドバイスを

MLで求めながら、沖縄県環境科学センター（担当：長田）が中心となって行う。

5) 次回の準備会合

次回の準備会合は、5月18日（日）午後1:30～4:00の予定で開催する。

1－3. 第二回準備会合

第一回準備会合に引き続き、協議会の趣意書や規約の作成、新規委員の追加など協議会の組織体制の強化、設立総会を開催するための準備など準備会合で協議する必要があったため、第二回準備会合を開催した。第二回準備会合を開催するにあたり、今までの設立準備会合で行ってきた、あるべき協議会の姿や機能、体制などに関する議論を元に協議会の設立趣意書と基本理念の事務局案を作成した。第二回準備会合では、事務局案を元に議論を行い、設立趣意書と基本理念を完成させた。第二回準備会合後には、設立趣意書と基本理念を元に、サンゴ礁保全活動実施団体へ設立会合への参加の呼びかけを行った。

(1) 概要（日時、場所、出席委員、議事）

日時：平成 20 年 5 月 18 日（日）13:30～16:30

場所：八汐荘・小ホール

出席者：西平守孝、上田邦太郎、岡地賢、垣花武信、鹿熊信一郎、梶原健次、小林靖英、桜井国俊、寺田麗子、中野義勝、中山恭子、平井和也、平田春吉、宮城俊彦、安村茂樹、吉田稔

議事：
①設立趣意書と基本理念について
②協議会のHPイメージについて
③協議会設立に向けた準備について
④協議会参加呼びかけ団体等について

(2) 第二回協議会設立準備会合の議事概要

1) 協議会設立趣意書及び基本理念について

設立趣意書案及び基本理念案（資料1）を会場の壁面へプロジェクターを用いて投影し、一段落毎に読み合わせながら表現全般に関する議論を行い、修正を加えて最終版を完成させ、併せて協議会の名称を沖縄県サンゴ礁保全推進協議会とした。（注：「設立趣意書」及び「基本理念」の最終版はMLで送信）

2) 協議会のホームページについて

ホームページの構成案（資料5）について、事務局が説明を行った後、委員から次のような提案などがあげられた。

- ①沖縄県のサンゴ礁保全・再生、有効活用ということだけでは、意識が狭い。奄美大島を含む中琉球まで入れたらどうか。鹿児島から文句は来ないだろう。行政区画にこだわる必要はなく、それくらいの気概がほしい。
- ②すべて同じトーンでは難しいので、子ども向けのリンクが必要。
- ③地図中の各地域をクリックするとその現状や活動内容がわかるという HP の仕組みはどこも作っていないので、意義がある。石垣市であれば、サンゴ礁モニタリングセンターや白保サンゴ村の HP にリンクさせればよい。また、子ども向けのボタンがあれば、子どもだけでなく、学校でどのように教えていいかわからない先生達（たくさんいる）への情報提供にもなる。例えば、奥の小学校と慶良間の小学校がネットを通じてお互いの情報を交換できる仕組みも可能。
- ④協議会へ参加する方法を議論する必要あり。例えば HP 上での募集はどうするのか等。呼びかけたい団体に関しては、以前事務局が作成したリストにほぼ網羅されているので、メールで呼びかけを行えばよい。
- ⑤この協議会の HP の機能として、サンゴ礁に関わるいろいろな機関や地域のウェブを集約し、紹介する検索エンジンのような役割ができるないか。例えば小学校向けに活動しているウェブ、サンゴ礁の調査データのウェブなど。子ども、調査、観光などキーワードでまとめる使い勝手がよい。
- ⑥協議会が設立されてから HP を公開するのではなく、戦略としてはそれ以前に宣伝しておくほうがよい。まずは立ち上げ、あとから内容を充実させていけばよい。
- ⑦Q&A を気軽に設けると作業する負担は大きくなるが、何もない、せっかくみんなで頑張ろうと立ち上げたのに、目に見えた対応がないということになる。最初はどう走らせるかを考えながら、徐々に機能を広げていけばよい。

3) 設立総会について

事務局としては、6月の後半に、協議会の設立総会または設立発表会（設立会合）のような会を開催したいと説明。総会開催に向けての協議会の進め方について協議したところ、以下のような提案があった。

- ①「ネットワークのネットワーク」としてコアとなる団体の参加が重要なので、それらとのスケジュール調整を最優先にすべき。
- ②設立趣意書、基本理念を同封して、リストアップした団体すべてに参加を依頼する。大多数が6月28日に参加できるという返事が来ればよいが、そうでなければ参加状況に応じて開催日程を再検討する。
- ③参加を依頼する団体の絞り込みは、委員から追加すべき団体等の意見を収集したうえで事務局が行う。
- ④入会に関してしばらく様子を見たいというところは必ずある。協議会に入るチャンスは今回だけではないということを伝え、まずは最初から入りたいというところだけでスタート

する方法もある。

⑤本会合の委員の中には、既存の協議会の代表やメンバーである人がたくさんいるので、委員に関連する団体は巻き込める。まずはそこから始めればよい。

4) 総 括

西平委員長によって、次の総括がなされた。

- ①委員は、ホームページ案と規約案について指摘事項があれば、ML 上で指摘する。
- ②事務局は、19 日の週早々に今日議論して出来上がった設立趣意書と基本理念を ML に流し、委員が確認できるようにする。
- ③事務局は、設立総会へ向けて呼びかける団体を絞り込み ML に流す。委員は、そのリストを確認して、漏れ、追加等を指摘する。
- ④各団体へ参加要請する際は、いろいろな状況があることを踏まえ、答えやすい選択肢を用意する。

5) その他

設立準備会合としての会議はこの第二回をもって終了とするが、6月の協議会設立に向けて、規約や活動計画の作成などMLを介して協議しながら決定すべき事項がある。そのため、各委員は引き続き、MLへ積極的に意見・提案を送信するよう事務局から協力を求めた。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会

設立趣意書

私たちが生活する沖縄の島々はサンゴ礁が基盤となってできています。台風が常襲する沖縄にとってサンゴ礁は、自然の防波堤としての重要な役割を果たしているだけでなく、熱帯雨林と並ぶ多種多様な生物の宝庫でもあり、私たちに漁業資源や観光資源など様々な恩恵をもたらしてくれます。

かつて沖縄では、島という限られた陸地とサンゴ礁を活用し、環境と調和のとれた半農半漁の生活が営まれていました。人々は多様性に富んだサンゴ礁とそれに続く広大な海に向かい、海を敬い親しむ風土を古くから継承しながら、ニライ・カナイ信仰とそれにまつわる儀式や浜下りなどの行事にみられる民俗や特色ある芸術、さらには歴史的遺産にいたるまで、沖縄独自の文化を創りあげてきました。しかしながら、その様相は近年になって急激に変化しています。

1972 年に本土復帰を果たした沖縄では、米軍基地問題を先送りしたまま「本土並み」を合い言葉に、数次にわたる沖縄振興計画に基づいた諸分野の産業振興策が進められ、都市基盤、医療・福祉、教育等の環境が着実に整備されました。

その中でサンゴ礁は、新たな経済産業基盤として脚光を浴びる観光分野での重要な社会資産となります。しかし一方で、商業メディアに求められる「青い海、白い砂浜」という単調なイメージ廣告が繰り返し展開された結果、県民自身も自ら求めた経済発展の影で多様な伝統的価値観を失い、現実感の伴わない画一化されたイメージだけが浸透していきました。このようにして、サンゴ礁の実態を深く知る機会を失ってしまいました。

さらに、私たちのくらし方、いわゆる開発、農業・観光・漁業などの諸産業の活動が、直接間接にサンゴ礁生態系の破壊と疲弊を引き起こしています。永い年月をかけて形成された貴重なサンゴ礁は次々に埋め立てなどにより消失しました。幸いにして残ったサンゴ礁も、止まらない赤土や汚水の流出、オニヒトデの大発生、サンゴの病気に加えて、過剰利用によってサンゴ礁の持つ優れた資源的価値を損ない、その存続が危ぶまれています。

これらに加えて、頻発する白化現象など、地球規模の気候変動による海水温の上昇や海洋酸性化は、サンゴ礁にも大きな影響を及ぼしつつあり、問題はより広域化・複雑化しています。世界的にも貴重な沖縄のサンゴ礁を健全な状態で次世代へ残すために、その保全に取り組むことが急務です。

2004年に沖縄で開催された国際サンゴ礁シンポジウムでの「沖縄宣言」や、2007年発効の海洋基本法を始めとする国内の法整備など、研究者や国によるサンゴ礁保全への取り組みが始まっています。沖縄においても、地域の自治体やNPOや企業による海岸清掃、オニヒトデ駆除、海の観察会、サンゴ群集再生の試み、観光業・漁業者による海域利用のルール作りなど、さまざまな活動が進められています。こうした活動を効果的に行いより良い結果を導くには、サンゴ礁を取り巻く自然・文化・社会・経済の特性や多様な価値観を十分理解したうえで、それぞれの活動を相互に連携させて持続的に進めていくことがとても大切です。

そのためには、持続可能なサンゴ礁の利用による地域づくりをすすめ、地域住民、漁業者、観光業者、農業者、県内外の企業、教育関係者、研究者、NPO、行政機関など、さまざまな人々を横断的に結びつける組織が必要です。そしてその組織を総合的で持続的に運営してゆくには、異なる立場にある多くの人々が、自由に情報や意見交換を行える場がつくられること、多様な参

加と協力が行える仕組みを用意することも必要です。

このような組織を目指してここに「沖縄県サンゴ礁保全推進協議会」を設立します。

平成 20 年 5 月 18 日

(仮称) 沖縄県サンゴ礁保全・再生推進協議会設立準備会合委員一同

上里幸秀	後藤亜樹	西平守孝
上田邦太郎	小林靖英	平井和也
浦崎 晃	桜井国俊	平田春吉
岡地 賢	寺田麗子	宮城俊彦
垣花武信	中野義勝	安村茂樹
鹿熊信一郎	中谷誠治	横井仁志
梶原健次	中山恭子	吉田 稔

(アイウエオ順)

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会

基本理念

本協議会は、沖縄にとって真に持続可能な社会を形成するために、健全なサンゴ礁を次世代に残すことが不可欠であることを踏まえ、サンゴ礁の保全に取り組みます。

1 総合的なサンゴ礁保全の推進

海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動を推進します。

2 多様な主体の連携

地域住民、漁業者、観光業者、農業者、県内外の企業、教育関係者、研究者、NPO、行政機関などのさまざまな主体と連携を深めながら、サンゴ礁の保全を横断的に推進します。

3 地域のサンゴ礁保全への支援

サンゴ礁の保全にかかわるさまざまな情報を収集し地域へ提供するとともに、地域からの要望や課題を共有し、その解決策を提案することなどにより、サンゴ礁の保全を支援します。

4 意見表明の自由の保証と協議会の中立性の確保

本協議会では、構成員の自由な意見表明を保証すると共に、協議会としては、特定の政治、思想、経済的利益にとらわれることなく、さまざまな利害や意見に対して中立かつ公平な姿勢でサンゴ礁の保全に取り組みます。

2. 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の設置・運営

2-1. 設立会合

(仮称) 沖縄県サンゴ礁保全・再生推進協議会設立準備会合委員が呼びかけ人となり、設立趣意書と基本理念を元に、参加確認票(図2-2-1)を用い、サンゴ礁保全活動実施団体へ沖縄県サンゴ礁保全推進協議会設立会合への参加の呼びかけを行った。また、設立会合の開催について報道機関へプレスリリースを行った。設立会合を開催するに当たって、規約案、役員案、設立会合後の協議会についてなどの事務局案を作成した。設立会合では、会長、副会長、理事について承認し、規約を修正し承認した。

設立会合後は、会員の呼びかけを行うとともに、会合で承認された協議会の活動を進めた(第二章、2. 2-1. (3)-5) 協議会の進め方、参照)。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 参加意向確認票		
○ 次の設問にお答え下さい。(該当する部分に○を記入してください。)		
1) 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の設立趣旨及び基本理念に賛同しますか?		
(A)	賛同する	
(B)	どちらでもない	
(C)	賛同しない	
(D)	もっと詳しい説明が必要	
2) 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会へ入会する意志はありますか?		
(A)	入会したい	
(B)	今は判断できない	
(C)	入会したくない	
3) 上記の設問で(A)または(B)に回答された方(団体)へおたずねします。 どの程度の検討期間があれば入会の判断が可能となりますか?		
(A)	1週間から2週間程度	
(B)	1ヶ月から2ヶ月程度	
(C)	6ヶ月程度	
(D)	上記のいずれにも該当しない場合 下記へ 程度要す	
4) 今年の6月28日(午後)に同協議会の設立に関する会を那覇市内で開催する 場合、参加は可能でしょうか?		
(A)	参加可能	
(B)	参加できない	
(C)	その他	
5) 同協議会への入会の判断にあたって、確認したい点がございましたら下記へご記入下さい。 (例:会費や入会金の有無、規約の内容等)		
● 最後に下記にご記入下さい		
(1)	あなたの所属団体名	
(2)	あなたの所属する部署名	
(3)	あなたの名前	
(4)	連絡先の電話番号/ファックス番号 連絡可能なE-mailアドレス	

問い合わせ先 沖縄県文化環境部自然保護課(担当:宮良道子 tel:098-866-2243,fax:098-866-2240)
沖縄県環境科学センター(担当:長田智史 tel:098-875-1941,fax:098-875-5702)

図2-2-1. 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会参加意向確認票

(1) 呼びかけ

参加確認票での呼びかけは、47の民間団体と77の行政機関（内41市町村）に実施し、67団体から次のような回答があった。

1) 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の設立趣旨及び基本理念に賛同しますか。

回答	設問1：趣旨・理念への賛同
a : 賛同する	50
b : どちらでもない	3
c : 賛同しない	0
d : 詳しい説明が必要	8
a, d : 賛同するが説明必要	1
回答なし	5

2) 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会へ入会する意志はありますか？

回答	設問2：入会する意思
a : 入会したい	26
b : 今は判断できない	32
c : 入会したくない	4
回答なし	5

3) 上記の設問で(A)または(B)に回答された方(団体)へおたずねします。どの程度の検討期間があれば入会の判断が可能となりますか？

回答	設問3：入会検討期間
a : 1週間～2週間	14
b : 1ヶ月～2ヶ月	18
c : 6ヶ月	2
d : その他	8
回答なし	14

4) 今年の6月28日（午後）に同協議会の設立に関する会を那覇市内で開催する場合、参加は可能でしょうか？

回答	設問4：6月28日会合への参加
a : 可能	20
b : 参加できない	34
c : その他	6
回答なし	7

(2) 概要（日時、場所、出席委員、議事）

日時：平成 20 年 6 月 28 日（土）15：00～17：00

場所：八汐荘・2 階・大ホール

出席者：31 名

議事：①開会から協議会設立までの経緯と今後の方針

- ②協議会設立経緯及び設立趣意書、基本理念についての質問
- ③規約について
- ④会長、副会長、理事について
- ⑤協議会の進め方について

(3) 設立会合の議事概要

1) 開会から協議会設立までの経緯と今後の方針

挨拶や自己紹介の後、事務局が資料 1、2、3、参考資料 1 を用い、協議会設立経緯を説明した。

2) 協議会設立経緯及び設立趣意書、基本理念についての質問

- ・今回の設立会合の議論の扱いと、決定の仕方はどうなっているのか。

決めないといけないことは、規約、会長、副会長、理事で、それ以外のことは、議論をしながら、課題を挙げていく。また、12 月開催を想定している総会に向けてマーリングリスト等で議論し、解決できたものは提示しながら、新たな団体や個人などに呼びかけを行う（事務局回答）。

- ・その他

協議会入会申込書の提出については後日事務局より連絡。

3) 規約について

会費は徴収せず、運営費など会費がどうしても必要になるまでは、規約では会費を徴収しないように変更することで意見が一致した。規約の変更点は以下のとおり。

- ・第 6、7、8、9 条は第 7 条のみとし、第 7 条を「会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を運営事務局に提出し、会員となる」と変更した。
- ・第 3 条は「沖縄県全域（沖縄県内の陸域と海域）及び奄美群島までとする。」と変更（「中琉球」）は削除）した。
- ・第 6、7、8、9 条が変更されるので、第 19 条に関しては整合性が取れるように変更頂きたい。
- ・会費に関連する部分は削除し、整合性が取れるように変更した。

4) 会長、副会長、理事について

事務局案（沖縄県サンゴ礁保全推進協議会役員（案））を提案し、次回総会までの責任の所在を明確にするために役員が必要であるという説明を行った。以下の点を確認した。

- ・事務局案を出席者で承認した。承認された役員は以下のとおり。

会長：西平守孝

副会長：中野義勝

理事：上里幸秀、上田邦太郎、浦崎晃、岡地賢、垣花武信、鹿熊信一郎、梶原健次、
小林靖英、後藤亜樹、桜井国俊、寺田麗子、中谷誠治、中山恭子、平井和也、
平田春吉、宮城俊彦、安村茂樹、横井仁志、吉田稔

監査役：会費を徴収しないため、今回は選任せす。

- ・出席者で組織としての判断が必要な方は持ち帰り検討する。
- ・次回からは選挙で役員が選出される（規約も12月の総会で変更する）。その場合、分野ごとに定員をもうけるなど役員の所属分野を考慮する。

5) 協議会の進め方について

今後の協議会の進め方について事務局の案（資料5）を用いて説明した。委員会の体制は事務局案で承認されたが、必要であれば委員会の中に、ワーキンググループを設置する。委員会に関する意見は、次のとおり。

- ・広報を行うにも協議会の活動がなければ、広報ができないので、協議会の中身を充実させることが必要。企業のCSRを呼びこむときにPRできるものも必要。
- ・参加を呼び掛けるにあたって、会員のメリットを議論できる場が必要。
- ・この協議会の資金メカニズムについて考える必要がある。資金に関する委員会を作つてはどうか。
- ・呼びかけをもっとシステムティックにし、各諸島レベルやそれぞれのセクターで声かけが不十分なところを整理する必要がある。
- ・委員会について今年度（3/31まで）は、事務局が叩き台を作つて各委員会がまとめる。
- ・各委員会の委員長として以下の候補を承認した。任期は基本的に12月の総会まで。

選挙管理委員会委員長：上里幸秀

企画委員会委員長：横井仁志

総会準備委員会の委員長：平井和也

広報委員会委員長：鹿熊信一郎

- ・組織としての判断が必要な方は持ち帰り検討する。
- ・委員会に関する議論は、メーリングリストを作成し、12月の総会までに、メンバー全員で情報を共有しながら決めていく。メーリングリストの中で副委員長の提案も行う。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会規約

第1章 総則

(設置)

第1条 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会設立趣意書（別紙参照）に基づき協議会を設置する。

(名称)

第2条 この協議会は、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会（以下「協議会」と称する）という。協議会が正式に発足し、活動を推進する過程で所定の方法にて協議会の呼称を決定できるものとする。

(対象区域)

第3条 協議会がサンゴ礁保全に取り組む対象区域は、沖縄県全域（沖縄県内の陸域と海域）及び奄美群島までとする。

第2章 目的及び活動

(目的)

第4条 協議会は、対象区域のサンゴ礁の保全に関する活動を推進するため、必要となる事項の協議及び活動支援などを行うことを目的とする。

(活動)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を基本に行うものとする。

- (1) 海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動を推進する活動。
- (2) 地域住民、漁業者、観光業者、農業者、県内外の企業、教育関係者、研究者、NPO、行政機関などのさまざまな主体と連携を深めながら、サンゴ礁の保全を横断的に推進する活動。
- (3) サンゴ礁の保全にかかわるさまざまな情報を収集し地域へ提供するとともに、地域からの要望や課題を共有し、その解決策を提案することなどにより、サンゴ礁の保全を支援する活動。
- (4) 会員や地域などを対象に、サンゴ礁の保全に関する貢献等に対する表彰。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 構成と会員

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を運営事務局に提出し、会員と

なる。

(権利の停止)

第7条 協議会に参加の意思がないと理事会が認めた場合、会員の権利は停止される。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を理事会に提出しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において出席者の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。その場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)協議会の名誉を毀損し、または目的に反する行為があったとき
- (2)規約その他協議会の規定に反し、または協議会の秩序を乱す行為があったとき

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1)辞任
- (2)死亡、失踪の宣告
- (3)会員が属する団体若しくは法人の解散
- (4)解任

第4章 役員等

(役員)

第11条 協議会に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 1名
- 理事 20名以内
- 監査役 2名

(役員の選任)

第12条 役員は、会員の中から互選により選出する。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は2年を基本とする。但し、平成20年6月28日に選出される役員の任期については、次回の総会までとする。また、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員の任期は、他の役員の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後であっても、後任者が就任するまでは職務を遂行する。

(役員の職務)

第14条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が職務の遂行に支障があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 監査役は、協議会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第5章 総会、理事会、委員会等

(総会)

第15条 協議会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

- 2 通常総会は、事業年度開始後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認め、理事の5分の3以上から請求があったとき開催する。
- 4 総会は会長が招集し、総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の議決事項)

第16条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約及び規則の制定または変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事業計画及び收支予算
- (4) 役員の選任
- (5) 除名
- (6) 解散
- (7) その他理事会において必要と認めた事項

(総会の議決方法)

第17条 総会は会員の過半数以上の出席により成立する。

- 2 会員は総会において、各1票の議決権を有する。但し、前条第5号に関する議事については、当該会員は議決権を行使できない。
- 3 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 総会に出席できない会員は、所定の様式により他の出席会員へその議決権の行使を委任することができる。この場合、これを出席者とみなす。

(理事会)

第18条 理事会は、必要に応じて開催する。

- 2 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。
- 3 理事会の議事は、出席した理事の5分の3以上により決する。
- 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議決事項)

第19条 理事会は、次の事項を決議する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会が議決した事項の執行に関すること。
- (3)諸規則の制定及び改廃に関すること。
- (4)その他会長が必要と認める事項

(委員会)

第20条 協議会の活動、運営を円滑に行うため必要な委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、理事会の議を経て総会の議決により設置する。
- 3 委員会設置の議案は、会員より理事会に対して隨時提出できる。

(委員会の運営等)

第21条 委員会は会員の有志により構成される。

- 2 委員会には委員長を置き、会員の互選により選出する。
- 3 委員会の中には、必要に応じて会員以外のオブザーバーを所属させることができる。
- 4 委員会の構成員並びに委員長の任期などの規定、運営は当該委員会による。

(委員会の解散)

第22条 委員会は、当該委員会の議を経て理事会へ届け出た上、解散することができる。

- 2 委員会の解散に係わる規定は当該委員会による。

(公開)

第23条 協議会の会議及び委員会は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

- 2 協議会の会議及び委員会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。
- 3 協議会の会議及び委員会の資料は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、ホームページ等で公開する。
- 4 協議会の会議及び委員会の議事結果は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある項目を除き、要旨をとりまとめて議事要旨とし、議長の承認を経てホームページ等で公開する。

第6章 運営事務局

(運営事務局)

第24条 協議会の活動を円滑に進めるための事務作業を行う運営事務局を以下の通り設置する。

- (1) 平成20年6月28日から平成21年3月31日の期間は、沖縄県文化環境部自然

保護課に運営事務局を置く。

(2) 上記の期間以降は、協議会の会議（通常総会及び臨時総会等）により運営事務局を決定する。

2 運営事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸及び協議会目的外利用の防止に努め、適正に管理する。

(運営事務局の所掌事務)

第 25 条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

(1) 第 14 条に規定する総会、第 17 条の理事会及び第 19 条の委員会の議事・進行に関する事項

(2) その他協議会が付託する事項

第 7 章 補足

(経費)

第 26 条 この協議会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(寄付金等)

第 27 条 協議会はサンゴ礁保全の推進のために、寄付金を得ることができる。

2 寄付金の使途については、第 14 条に規定する総会の出席会員の合意を得るものとし、運営事務局は毎年度末に協議会へ収支報告を行う。

(会計年度)

第 28 条 この協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(運営細則)

第 29 条 この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、第 14 条に規定する総会の出席会員の合意を得て、会長が別に規定する。

附則

この規約は、平成 20 年 6 月 28 日から施行する。

2-2. 活動の実施

設立会合で承認された活動内容、活動スケジュール及び各委員会の役割（図 2-2-2、表 2-2-1、第二章、2. 2-1. (3) - 5）協議会の進め方、参照）に基づき、協議会の活動を実施した。各委員会は、隨時理事会での承認を得ながら、総会に向けての準備を実施した（図 2-2-3）。

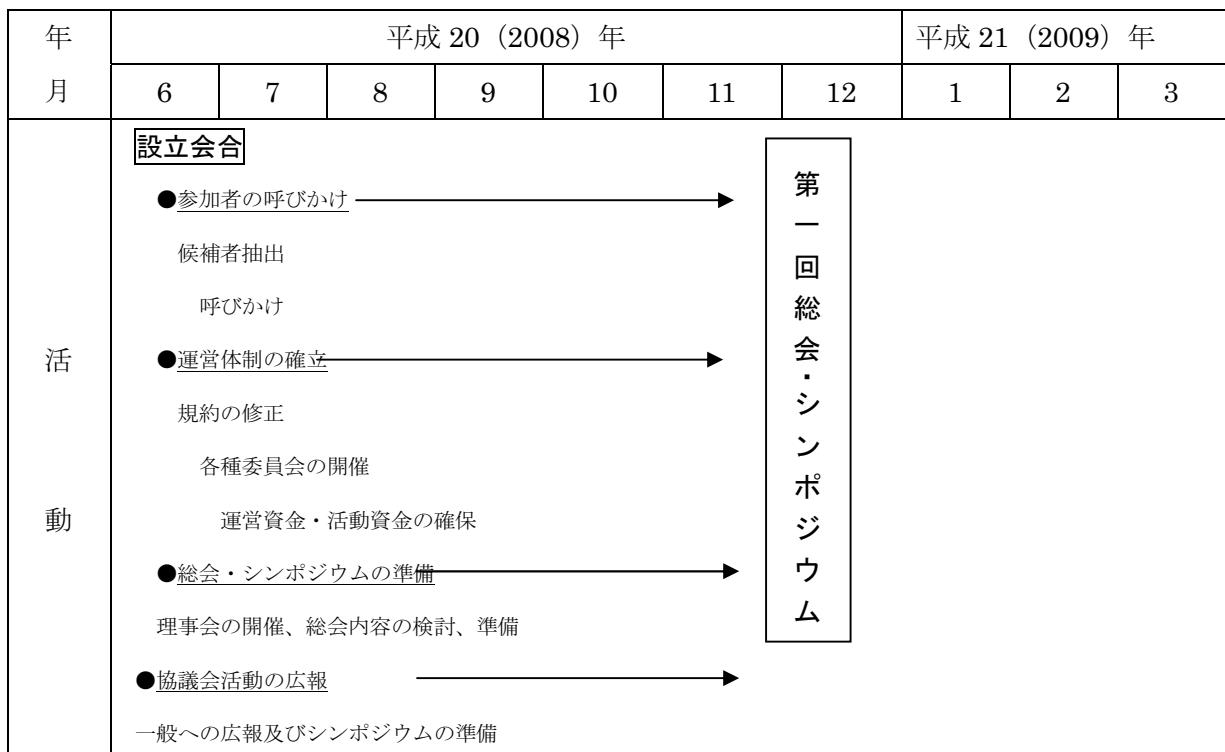
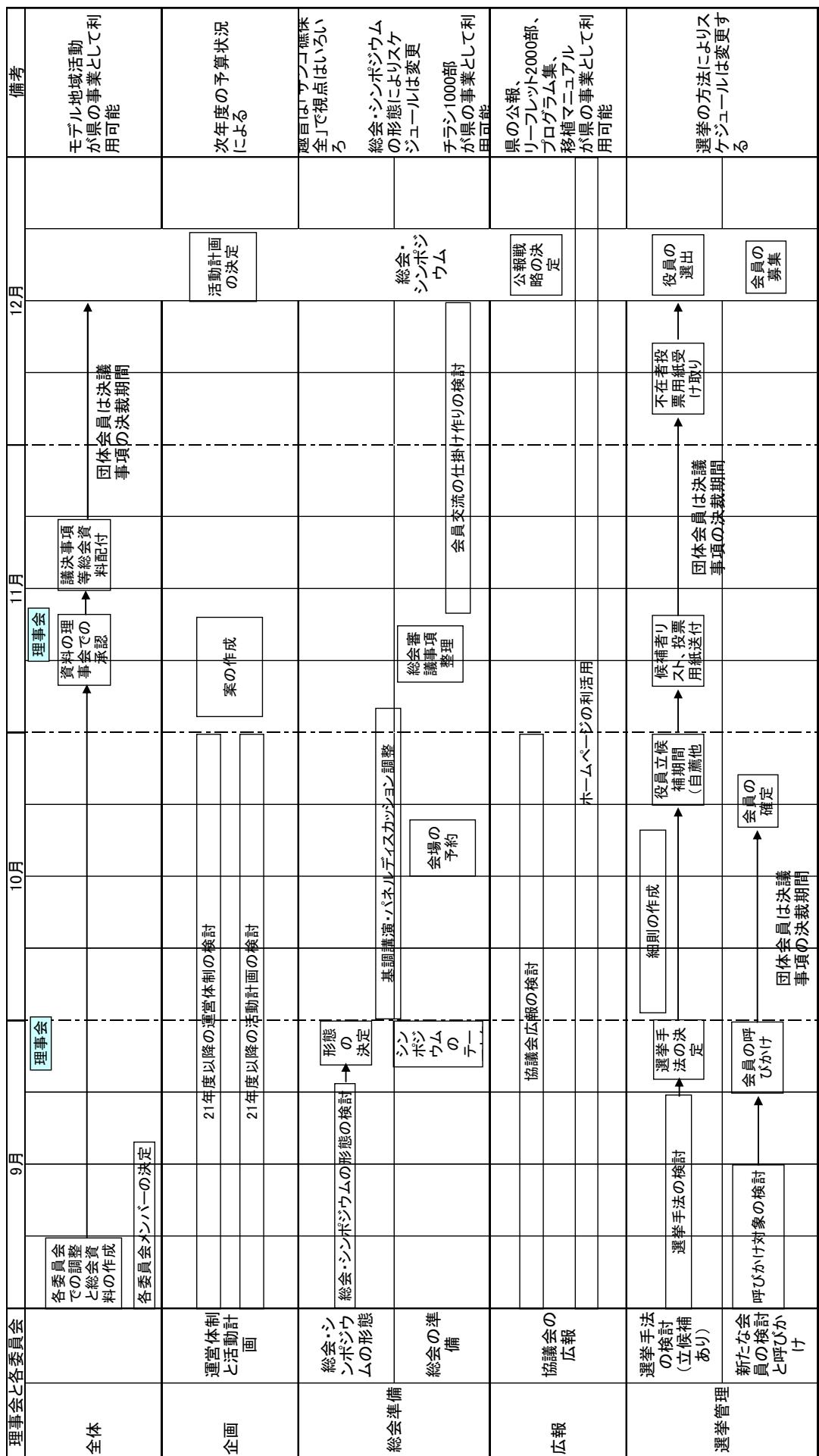


図 2-2-2. 設立会合で承認された全体スケジュール

表 2-2-1. 設立会合で承認された各委員会の役割

委員会		沖縄県サンゴ礁保全推進協議会			
		選挙管理委員会	企画委員会	総会準備委員会	広報委員会
役割	協議会員の充実に関する課題の検討	協議会の運営体制の確立についての検討	第一回総会の内容の検討とその準備及び開催	協議会の活動の広報についての検討	
作業	協議会員候補者として、呼びかけの対象となる団体及び個人の抽出	規約（案）の検討及び最終案の作成	開催時期、場所の検討	第一回総会の広報方法の検討及び実施	
	会員となったものの確認と追加の候補者の検討及び呼びかけ	運営体制、方法の検討	総会の議事、進行方法の検討	H Pでの広報、プレスリース等	
	理事会の選出方法の検討及び総会における理事会の選出	運営資金（事務局運営・総会開催）、活動資金（保全活動の推進）の確保の検討	総会の広報及びシンポジウムとの連携（広報部会と調整）	第一回総会と合わせて開催するシンポジウムの準備及び開催	

図 2-2-3. 各委員会のスケジュール



2－3. 第一回理事会

協議会総会の開催に向けて、同時開催のシンポジウムの方針や役員選挙の方法に関する課題について理事会で議論・協議する必要があり、理事会を開催した。第一回協議会理事会を開催するに当たって、シンポジウムの方針、役員選挙の方法、各委員会の資料、総会の議案などの事務局案を作成した。第一回協議会理事会では、事務局案を元に議論を行い、シンポジウムの方針や役員選挙の方法などについて決定した。また、同時に企画、選挙管理、広報、総会準備の各委員会を開催した。第一回協議会理事会後には、シンポジウムの準備、選挙の準備、ホームページの作成、議案書の作成など総会に向けた準備を進めた。

(1) 概要（日時、場所、出席委員、議事）

日時：平成 20 年 9 月 27 日（土）13:00～16:00

場所：八汐荘（2 階大広間）

出席者：西平会長、中野副会長、平井、寺田、桜井、後藤、鹿熊、岡地、浦崎、平田、上里、吉田、横井、安村、宮城、上田、小林

- 議事：
- ①総会の開催について
 - ②各委員会の開催について
 - ③各位委員会で協議した内容の確認
 - ④総会の議案
 - ⑤シンポジウムについて
 - ⑥新規会員の募集について
 - ⑦その他（次回理事会の開催など）

(2) 第一回協議会理事会の議事録

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会・第1回理事会 議事録

- 日時 平成 20 年 9 月 27 日（土）13:00～16:00
- 場所 八汐荘（2 階大広間）
- 出席（役員）：西平会長、中野副会長、平井、寺田、桜井、後藤、鹿熊、岡地、浦崎、平田、上里、吉田、横井、安村、宮城、上田、小林

役員 21 名中、上記の 17 名の出席者を得て成立定数を満たしたので、理事会及び各委員会

を開催、の内容を協議し決定した。(※第1回理事会の議事録署名は中野義勝副会長が行うこととなった。)

1 総会の開催について

1) 12月の総会と併せて開催予定のシンポジウムの方針について

- ・資料ー3に示されたシンポジウムの方針案（A案・B案・C案）について協議し、決を採ったところ、B案を基本に総会と併せてシンポジウムを開催することとなった。尚、シンポジウムのテーマ等の詳細は企画委員会へ検討を任せることとなった。

2) 役員選挙の方法について

- ・資料ー4に示された選挙手法案（提案1、提案2、提案3）について決を採ったところ、提案1の立候補者制で事前投票による役員選挙を12月総会に向けて実施することとなった。選挙の詳細については選挙管理委員会が検討し、実施に向け準備を整えることとなった。

3) 各委員会のメンバーについて

- ・各委員会のメンバーについて事務局案が承認された（資料5）。

2 各委員会の開催

上記2つの議案審議の後、下記4つの委員会に分かれ、それぞれ追加資料の内容に基づき協議を行った。

- ①選挙管理委員会（上里委員長、吉田、上田、中野）
- ②企画委員会（横井委員長、安村、寺田、桜井、岡地）
- ③総会準備委員会（平井委員長、小林、宮城、平田）
- ④広報委員会（鹿熊委員長、後藤、浦崎、西平）

(理事会を再開)

3 各委員会で協議した内容の確認

- ・選挙管理委員会、企画委員会、総会準備委員会、広報委員会の順番でそれぞれ協議内容の報告が各委員長よりなされた。（※各委員会の協議内容については、別紙の委員会議事録を参照）
- ・総会準備委員会より、12月13日に東京で開催される「エコプロダクト2008」は、本協議会の活動状況等をPRするいい機会となることから、総会の日程を12月6日（土）へ前倒しで変更する提案がなされた。しかし、同イベントでのPR効果と総会の準備日程を1週間短縮することのデメリットを相対的に考えると1週間の時間短縮がデメリットとして大きいとの結論から、予定どおり12月13日（土）の開催予定となった。

4 総会の議案について

- ・総会準備委員会の検討内容にもあったように、12月の総会には次に上げる項目を議案とする。(議案の詳細は総会準備委員会が次回理事会に議案を提示して協議する。)
 - ①規約及び規則の制定または変更について
 - ②事業計画案について
 - ③収支予算案について
 - ④役員に選出について
 - ⑤その他理事会において必要と認めた事項について

5 シンポジウムについて

- ・サンゴ礁保全に関する取り組み、活動内容を共有できるようなものとし、会場の待合い空間には、サンゴ礁保全活動に関わる種々のパネル等を設置する。
- ・シンポジウムのテーマについては、企画委員会から提案があった「あなたの地域を応援します。」を機軸に、MLを通して議論を深め詳細を決めて行く。

6 新規会員の募集について

- ・選挙広報を行う時点（10月15日）を目安に、今までリストアップされてきた団体等に対してきちんと趣旨説明をした上で、会員としての参加募集を早急に行い、選挙広報を行う前には第1段階の会員の〆切が行われるような段取りで作業を進めていく。
- ・募集の対象は、これまでに声をかけた団体で参加を躊躇している団体に加えて、今回資料として配付された「沖縄の自然環境保護に関する団体一覧」で整理された団体とする。

7 その他（次回理事会の開催等）

- ・次回の理事会は11月の上旬に開催予定だが、日程についてはMLを通して調整する。
- ・総会の議案、シンポジウムの詳細な内容、選挙の実施等については、今回の理事会で議論された内容を踏まえてML上で議論を深める。
- ・12月13日に東京で行われるイベントについては、シンポジウムのためにあらかじめ作られているパンフレット等を活用しながら、広報活動に役立てる。

選挙管理委員会議事録

日時：平成 20 年 9 月 27 日

場所：沖縄県那覇市松尾 1-6-1 「八汐荘」 2 階会議室

出席者数：5 名

出席者指名：上里幸秀 上田邦太郎 中野義勝 吉田稔 山川英治（事務局）

検討事項

1. 選挙手法の検討
2. 新たに呼びかける対象について

検討の結果

1. 選挙手法の検討

前半の理事会で決定された、立候補者制である事務局提案（1）を元に選挙手法を検討した。

・選挙の投票の方法は郵送により事前投票を行う。郵送での投票の場合は、会員の数が多くなったときに対応しきれないおそれがあるが、スケジュールを考慮すると、告示の時点で選挙権を持つ会員は多くはならないと考えられる。そのため、今回の選挙は郵送での投票を行う。また、委任状を必要とする総会当日の選挙は行わない方がよい。

- ・今回は、地域や分野毎に理事等を選出しない。将来的には検討する。
- ・選挙細則は事務局がたたき台を作成し、選挙管理委員会で検討する（今回の委員会と理事会で決まったことを反映させること）。理事の任期が 2 年なので、その間も選挙細則の修正を検討する。
- ・選挙当日の立会人は、理事から 2 名お願いする。
- ・選挙のスケジュールは次の通り。（追加資料 7 ページの選挙管理委員スケジュール案 1 を元に検討）

10 月 15 日：告示

10 月 31 日：立候補〆切（団体会員は協議が必要となるため 14 日間の期間を設ける）

11 月 6 日：投票開始（投票用紙等の発送）

12 月 12 日：投票〆切

12 月 13 日：開票

- ・投票用紙を送付する際に総会で選挙結果を発表する旨をどこかに記入する。
- ・立候補に際し、立候補者のどういった協議会にしたいというビジョンや PR 等を含めたコメントを作成する。

2. 新たに呼びかける対象について

- ・事務局作成資料「沖縄の自然環境保護に関する団体一覧」のすべての団体に郵送や E-mail 等の手段を用いて呼びかけていく。
- ・呼びかけのメリットは企画委員会に作成をお願いする。理事会（後半）で以下のように決定した。

呼びかけの資料である、協議会の説明、呼びかけの必要性、趣旨などは事務局が企画委員会と調整しながら作成し、理事に確認する。なお、事務局は呼びかけの資料を作成しながら、すぐに発送できるように発送の準備をしておく。

第1回企画委員会議事録

開催日時：平成20年9月27日（土） 午後2～3時

委員長：横井

委員：安村、寺田、岡地、桜井

議題：

1. 協議会の規約の修正、運営体制、運営資金、活動資金の確保
2. シンポジウムの企画（位置づけ・テーマ）
3. 事務局の運営体制・運営資金の確保
4. 今後の作業

議事概要：

1. 協議会の体制・運営

- ・協議会の長期目標：10年後に沖縄県に環境税を導入し、その中から協議会の運営費を賄う
→環境税の導入は、県の他部局や政治等、協議会の権限以外の条件によるため、戦略的に取り組むことは必要だが、直接の目的とするのは難しい。仮に環境税が導入されたとしても、それまでに受け入れ態勢を整え、サンゴ礁保全に関する実績を積む必要がある。
- ・協議体の体制としてNPOは？
→CSRなどの資金を運用するには少なくともNPO資格が必要
→ただし、すでにメンバーになっているNPOと助成金などを競合することになる
→社団法人のほうが資金を運用する際、自由度が大きい

2. シンポジウムの企画

- ・一般の参加を募り、サンゴ礁保全について何をしたいかをくみ上げる仕組みを
- ・協議会メンバーであるNPOの活動を紹介し、マッチングを図る
- ・最初の1時間はポスターセッションで各団体の紹介を
- ・1回限りのイベントではなく、地域ごとのプログラムに発展させるなど、その後の協議会の活動につながるように工夫をする
- ・目標：地域との連携
- ・キャッチフレーズ『あなたの地域を応援します』

3. 事務局の運営

- ・運営にかかる必要経費
 - 人件費（人件費：1人：150～200万/年）
 - 事務所諸経費（家賃、光熱費、管理費）
 - 通信費（電話、ファックス、インターネット、郵送料）
 - ・H21年以降、自然保護課ができる協議会への支援
 - 会議室の提供
 - 配布物の郵送料（通信費）の支援
 - イベント等、1年前の申請があれば優先的に採用
 - パンフレット等の印刷
 - ・必要最低限の経費は会費で賄うことも検討
 - 初年度支払っても、2年目以降はよほどメリットを感じないと支払わない

4. 今後の作業

- ・総会までに残りのタスクをクリアするよう、スケジュールを調整
- ・新会員勧誘のための呼びかけ用に、協議会のメリットを説明する呼びかけ文を作成する（選挙委員会からの要望）
 - 選挙管理委員会から、作成する文の内容を確認→呼びかけ文の案を事務局より入手→案を作成して委員に回覧、修正→呼びかけ文として新規勧誘会員に発送

総会準備委員会議事録

○日時 平成 20 年 9 月 27 日 (土) 午後 2 ~ 3 時

○場所 八汐荘 (2 階・大広間)

○参加者 平井 (委員長)、小林、宮城、平田 事務局 : 石嶺

下記の内容について協議し、方針を決定した。

1 総会について

1) 日時 12 月 6 日 (土) 午後 2 ~ 5 時

※12 月 13 日は、東京で開催されるエコ・プロダクト 2008 と重複しており、平井理事が県から受託している別事業で参加する。企業 C S R を促せるイベントで、本協議会のいい P R になる。可能であれば、総会を 1 週間前倒しで開催し、総会での決議事項、シンポジウムで協議された事項など整理して、同イベントでパネル展示すると効果的ではないかと考える。したがって、理事会に 12 月 6 日開催案を提案する。

2) 場所 沖電ふれあいホール (壱川駅近く)

※モノレール駅から近いこと、交流会 (二次会) の場所選定が楽であるということから、沖電ふれあいホールを会場の第 1 候補とする。ただし、同会場が予約出来ない場合、第 2 候補は県立博物館・美術館とする。

3) 議案の検討

※12 月に開催する総会で審議する議案は次の 5 つとする。

①規約及び規則の制定または変更 → 選挙管理委員会と連携

②事業計画 → 今年度分 (1~3 月) 及び平成 21 年度の事業計画案

③収支予算 → 上記で検討する事業計画案に関する収支予算案

④役員の選出 → 選挙管理委員会と連携して進行

⑤その他理事会において必要と認めた事項 → 次回理事会に議題を上げる

4) 総会の進行と管理 → 選挙管理委員会が中心的に担う。

5) 総会会場の設営

総会会場及び受付、エントランスホール付近のパネル展示など

→ 企画委員会及び広報委員会との連携により検討する。

2 総会と併せて開催するシンポジウムについて

- | | | |
|---|---|--------------------------|
| ①シンポジウムの内容
②シンポジウムの広報
③シンポジウムの運営
④会場設営など | } | → 広報委員会・企画委員会と連携により検討する。 |
|---|---|--------------------------|

3 今後の作業スケジュール及び協議など

- ①総会の議案については、議案書のフォームを事務局が提案して各委員へMLで提出
- ②上記提案フォームに基づいて各委員が作成
- ③適宜、MLを活用して議論、作業を進行させる。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会広報委員会
議事録

日時：2008年09月27日 13:00-16:30

場所：八汐荘

出席：鹿熊、浦崎、後藤、西平-会長-、事務局：宮良、長田

「委員会について」

- ・委員長、副委員長はそれぞれ鹿熊委員、浦崎委員が担うことを確認
- ・広報委員会からイベント（企画委員会）などの活動への意見を出すことも検討する
- ・現段階では普及啓発を担うセクションがないので当面は広報委員会が担うこととする（例：番組制作のメディアへの提案、サンゴ礁保全活動コンテスト-成功も失敗も←スポンサー、一言ポスター-サンゴ礁の美しさや多様性がわかるも）

「シンポジウム・総会の広報について」

- ・総会の広報に関してできることは全て実施する
- ・沖縄県のテレビ広報番組、広報誌で案内
- ・沖縄県から投げ込みで案内を出すことで、主要メディアへ案内をしてもらう
- ・沖縄県自然保護課今年度事業としてチラシを作成できる
- ・新聞、チラシ、雑誌への案内文の原案を広報委員会で作成する
- ・総会準備委員会や企画委員会から挙げられる総会およびシンポジウムの概要（タイトル、日時、場所、対象、参加条件-有料無料、申し込みの必要不要-）を待って広報を行う
- ・案内文・投げ込み文（特にパブリティ用？）原案は浦崎委員作成、文案には委員長に魂を込めてもらう
- ・会場での壁面利用を広報委員会として提案する（内容に関連し、案内の内容にも反映させる）

「協議会の広報について」

-concept案-

- ・最も大切なのは、協議会の哲学である。私たちは未来にどういうサンゴ礁に存在してほしいのか。そのビジョンが重要。そのために協議会は何をするのか、地球規模で創造すること、地域の規模でアクションすること
- ・協議会の広報だけれど、サンゴ礁保全（地球環境）の広報として活動をすすめ、これは presented by 協議会ですとした方が良い
- ・サンゴ礁保全における反対（例えば、**開発に反対）を広報するのではなく、推進（例えば、

**活動を推進）を広報する

- ・サンゴ礁保全を推進するための広報を実践する（サンゴの多様性、素晴らしさ、人間との関係、保全の重要性、協議会の意義など）
- ・広報の一環としてイベントを活用する
- ・いろいろな機会に協議会（サンゴ礁保全）と結びつけるようなしきけを考える
- ・観光分野と連携する→例：旅客機機内誌（JAL、ANAなど）
- ・世界に向けて広報する←地域を疎かにしない
- ・インターネットも活用するわけであるから地域は沖縄に限定せず、世界へメッセージを発信していく。ただし、その時にも地域は大事に
- ・未来図（理想図）を描く←過去の風景にも通じる←例：小学生の絵画コンテスト+成人も含める+親も観る+ポストカードになる
- ・あってほしいサンゴ礁の未来のイラストコンテストを開催（対象：小中高校生の部、一般の部）優秀な作品は、はがきなどにして販売し、協議会の収益とする
- ・広報活動に必要な資金を計上し、企画委員会へ提案する
- ・持続性を重要視するなら地域からの発信を地道に考えたい
- ・広報は人もメディアの一つとして考える

-project 案-

- ・A0 ポスター用の絵(t-shirt も)を作成→販売→活動資金としても良い
- ・広報資料は A4 プリンターで印刷してもらえる工夫をする
- ・行政作の資料をレビューし、新たな提案を協議会からしても良い
- ・展示物を製作し、県立博物館の一角（entrance の裏）に展示、移動展示用のパネルを製作し、県庁 1 階ロビーなどをはじめとするさまざまな場所で巡回展を実施する（貸し出しも可）
- ・協議会への協力依頼として県内アーティストに、ポストカードやポスター やサンゴ礁保全に関わる歌などの CD も製作・販売する
- ・沖縄県自然保護課今年度事業としてリーフレットを作成できる

「HP の作成について」

- ・まずは、サンゴ礁のすばらしさをメッセージとして発信し（その多様性や生物学的なことなど）、その上で協議会を PR する構成とする
- ・e-mail で HP 作成の検討を進める（進められる）
- ・将来的にはしっかりととしたデザイナーを入れたい
- ・ハートで作ることが最重要-emotional marketing-

2－4. 第二回理事会

協議会総会の開催に向けて、総会の議案と資料について理事会で議論・協議するために、理事会を開催した。第二回協議会理事会を開催するに当たって、各委員会の資料、総会の議案などの事務局案を作成した。第二回協議会理事会では、事務局案を元に議論を行い、総会の議案と資料について決定した。第二回協議会理事会後には、シンポジウムの準備、選挙の実施、ホームページの作成、議案書の作成など総会に向けた準備を進めた。

但し、理事会における総会開催に関する協議の結果、総会と同時に開催する予定としていた、シンポジウムは、「基調講演とパネルディスカッション」に替えて「基調講演とワークショップ」を柱として準備をすすめることとした（（第二章、2. 2－4. (2)－3）シンポジウムについて、参照）。

(1) 概要（日時、場所、出席委員、議事）

日時：平成 20 年 11 月 10 日（土）13:30～17:00

場所：八汐荘（1 階会議室）

出席者：西平会長、中野副会長、浦崎、小林、後藤、桜井、寺田、平田、宮城、安村、横井、吉田

議事：
①各委員会の報告
②総会の議案と資料
③シンポジウムについて
④その他

(2) 第二回協議会理事会の議事録

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会・第 2 回理事会 議事録

- 日時 平成 20 年 11 月 10 日（土）13:30～17:00
- 場所 八汐荘（1 階会議室）
- 出席（役員）：西平会長、中野副会長、浦崎、小林、後藤、桜井、寺田、平田、宮城、安村、横井、吉田 委任状：上田、岡地、垣花、鹿熊、梶原、中山、平井

役員 21 名中、上記の 11 名の出席者及び 7 名の委任状を得て成立定数を満たしたので、内

容を協議し決定した。(※第2回理事会の議事録署名は宮城理事が行うこととなった。)

1) 各委員会の報告

各委員会の報告が次の通り了承された。

①広報委員会

総会等の記者発表資料の作成、ホームページの作成、チラシの作成、イベントの沖縄県との共催について報告した。ホームページは11月中に開設する予定。

②企画委員会

企画委員会の検討課題、進捗状況について報告した。企画委員会の検討課題については、議事次第の「2) の総会の議案と資料」で議論することとなった。

③総会準備委員会

総会等の日時と場所、総会の議案、シンポジウムについて報告した。総会とシンポジウムについては、議事次第の「2) の総会の議案と資料」及び「3) シンポジウムについて」で議論することとなった。

④選挙管理委員会

役員選挙の進捗状況について報告し、開票時の立会人の募集、選挙の参加についてお願いをした。

2) 総会の議案と資料

①これまでの経緯

第1回理事会（9月27日開催）で、第1回総会の開催に向けて議決された内容（資料2）を確認した。理事から事務局へ総会の資料の配付時期について、1ヶ月前に配布可能か質問があったが、本日の議論の進捗にもよるので、議事次第の「4) その他」で相談することとした。

②役員の選出

第1回総会の議案資料として、役員の選出に関して資料3の通り作成することを確認した。また、現体制は、規約第13条より、次回の総会までであることを確認した。選挙の手法に関して、投票の際の匿名性を確保するため、内封筒などの対策が次回から必要であるという提案があった。

③規約及び規則の制定または変更

規約は次の通り変更し、総会へ提案することが承認された。

変更前	変更後
(会計年度)	(会計年度)

<p><u>第 27 条</u> この協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。</p> <p>(運営細則)</p> <p><u>第 28 条</u> この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、第 14 条に規定する総会の出席会員の合意を得て、会長が別に規定する。</p>	<p><u>第 28 条</u> この協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。</p> <p>(運営細則)</p> <p><u>第 29 条</u> この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、第 14 条に規定する総会の出席会員の合意を得て、会長が別に規定する。</p>
--	--

④協議会の運営体制

- ・本協議会が来年度も会費を設定しないで事業を展開することと活動に見合う予算を確保できる確約がないことから、来年度の事務局は、継続して沖縄県文化環境部自然保護課が担うこととし、総会へ提案することが承認された。
- ・協議会の委員会について、新たに資金調達委員会と運営委員会を新設し、総会へ提案することが承認された。
- ・協議会の運営体制について、「沖縄県サンゴ礁保全協議会の運営体制」(資料 5 の 20、21 ページ) に上記 2 点を踏まえ、修正したものを総会へ提案することが承認された。
- ・協議会の組織形態については、NPO などの法人格を取得するべきかどうか、今後検討すべきという提案がなされた。
- ・事務局長は理事のうち一人が担うことが提案された。

⑤-1 事業計画案（平成 20 年度）

- ・資料 7 で提案された、計画案が承認された。
- ・サンゴ礁年 2008 の盛り上がりを継続させるため、サンゴ礁年の効果等について考え、本協議会で継承できないか企画委員会で検討する事業を、資料 6 の事業計画に加え総会へ提案することが承認された。
- ・新たに新設される資金調達委員会で、エコツーリズム推進法も視野に入れた活動を検討することが提案された。
- ・ワークショップなどの沖縄県事業と連携をする事業については、協議会の来年度事業につなげるためにも方向性が決まる前に理事や委員と協議するよう理事より要請があった。

⑤-2 事業計画案（平成 21 年度）

- ・今後の協議会の自立的運営を含み、必要とされるサンゴ礁保全活動に対して、どのようにその資金を獲得するか（グッズの販売など）、資金について検討する活動を 4 つ目の事業として加えることが提案され、承認された。
- ・資料 7 の①の情報の収集と提供について、既存の情報を収集し取りまとめるだけでなく、地域の活動主体の問題等を情報収集する活動を加えることが提案され、承認された。

⑥その他理事会において必要と認めた事項

- ・会費については当面設定しないことが承認された。

3) シンポジウムについて

- ・シンポジウムは A 案をもとに次のように行うことが承認された。

1. 日時 平成 20 年 12 月 13 日（土）15:30～17:30

2. 場所 沖縄産業支援センター 1 階大ホール
沖縄県那覇市字小禄 1831 番地 1

3. 構成：（120 分）

1) 基調講演：益戸育江（30 分）

（休憩 15 分）

2) ワークショップ：（75 分）※益戸氏も各グループへ適宜加わり発言することも想定

1) 全体説明（「発表→意見交換→取りまとめ」の流れを説明）

2) 小グループにわかつての意見交換会

3) 全体が集まり、各グループからの意見を取りまとめ。

*意見交換のテーマはひとつにする。

テーマ：「ネットワークをつくる意義。協議会への期待」

同一テーマについて各グループ内で意見交換を行うことで、話題の拡散を防げ、他グループの意見発表への興味も増し、時間も短縮できる。声の小さい人も意見を述べやすい。

3) 活動交流会（総会前から閉場までロビーで開催 14:00～17:30）

当日会場ではサンゴ礁保全に関連した取り組みなど、パネルやポスターの展示ができるスペースを用意し、活動の紹介や宣伝あるいは情報交換に活用して

もらう。

サンゴ礁保全活動を展開中のN P Oや団体、個人の（適宜）参加者同士の名刺交換会やチラシ交換を兼ねる。

その他シンポジウムに関することは、次のように承認された。

- ・沖縄県との共催はシンポジウムのみ。
- ・活動交流会への参加は会員以外でも可能とする。
- ・入会申込書で行っているアンケートを集計、分析し当日発表する。
- ・広報については広報委員会と事務局で協議しながら進める。

2－5. 第一回総会

規約、事業計画、運営体制、予算、役員など協議会の活動に必要な事項を修正・決定するため、第一回総会を開催した。事務局は第一回協議会総会を開催するにあたって、総会の議案書を作成した。第一回協議会総会では、各議案について質疑応答し、審議・承認した。また、同時にシンポジウムと活動交流会を開催した（第六章）。第一回協議会総会後には、総会で承認された活動計画に基づいて活動を進めた。

（1）概要（日時、場所、出席委員、議事）

日時：平成 20 年 12 月 13 日（土）14:00～15:30

場所：沖縄産業支援センター

出席者：40 名

- 議事：
- ①規約の修正について
 - ②平成 20 年度事業計画（案）
 - ③沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の運営体制（案）
 - ④平成 21 年度事業計画（案）
 - ⑤平成 21 年度収支予算（案）
 - ⑥役員の選任について

（2）総会の議事録

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会・第 1 回総会 議事録

●日時 平成 20 年 12 月 13 日（土）14:00～15:30

●場所 沖縄産業支援センター

●出席者数：40 名

委任状及び議決権行使書：26

会員 96 名中、40 名の出席者及び 26 名の委任状及び議決権行使書を得て成立定数を満たしたので、内容を協議し決定した。（※第 1 回総会の議事録署名は安村および上里が行うこととなった。）

事前に配布した議案の概要は次のとおり。

議案	議案項目	概要	議案書のページ
第1号 議案	規約の修正について	事務局の誤植により、規約の第27条が（寄付金）の部分と（会計年度）の部分に重複して記載されている。従って、（会計年度）の部分を第28条に、（運営細則）の部分を第29条にそれぞれ修正したい。	p.1
第2号 議案	平成20年度 事業計画（案）	平成21年の1月～3月の間の事業計画（案）について別紙資料のとおり提案するので、承認をお願いしたい。	p.2
第3号 議案	沖縄県サンゴ 礁保全推進協 議会の運営体 制（案）	平成20年度は、沖縄県文化環境部自然保護課に本協議会の事務局を設置し、同課が発注した委託業務により、事務局作業一切を受託業者が行っている。平成21年度（平成21年4月）においては、委託業務が終了し、本協議会の運営は、本協議会が独自に行う必要が生じる。しかし、平成21年度については引き続き事務局を沖縄県文化環境部自然保護課に置き、運営に係る作業等については、協議会の中に運営委員会を設置して、同委員会と他の委員会及び理事会が協力しながら平成21年度の事業を推進することとしたい。	p.3～5
第4号 議案	平成21年度 事業計画（案）	第2号議案で提案した平成21年度からの運営体制案を前提に、平成21年度事業計画を別紙のとおり提案するので承認をお願いしたい。	p.6～8
第5号 議案	平成21年度 収支予算（案）	第4号議案で提案した事業計画（案）に基づく平成21年度収支予算（案）を別紙資料のとおり提案するので承認をお願いしたい（ <u>会費の徴収は行いません</u> ）。	p.9
	修正平成21 年度収支予算 (案)	「平成21年度収支予算（案）」の収入の項目名を別紙のとおり修正。	別紙
第6号 議案	役員の選任に について	12月13日当日開票し結果を公表するので、会長・副会長・理事・監査役のそれぞれ承認をお願いしたい。	当 日 配 布

なお、第一回総会で出された課題や提案などは、現執行体制は12月13日までとなっているため、次期執行体制で取り組むこととなる。

第一号議案：規約の修正について

規約の第27条が（寄付金）の部分と（会計年度）の部分に重複して記載されているため、以下のとおり修正が承認された。

修正前	修正後
<p>(会計年度)</p> <p><u>第 27 条</u> この協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。</p>	<p>(会計年度)</p> <p><u>第 28 条</u> この協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。</p>
<p>(運営細則)</p> <p><u>第 28 条</u> この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、第 14 条に規定する総会の出席会員の合意を得て、会長が別に規定する。</p>	<p>(運営細則)</p> <p><u>第 29 条</u> この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、第 14 条に規定する総会の出席会員の合意を得て、会長が別に規定する。</p>

規約に関する質問や提案

1. 規約第 16 条の総会の議決事項の中に (1) として規約及び規則の制定または変更とあるが、第 1 回総会前に規約が制定されているので、「(1) 規約の変更及び規則の制定または変更」としてはどうか。
 →規約は協議会設立会合で承認されている。設立会合を第 0 回総会とみなせば、修正の必要はない。
 →設立会合の詳細が分からないので、協議会の設立の経緯を含め、会員へ説明がほしい。
 →会員へ説明がなされるように次期執行体制に引き継ぐ。

2. 規約第 9 条に除名とあり、第 10 条 (4) に解任とあるが、用語の統一をしたほうがよい。
 →規約第 10 条の解任を除名に変更するように、次期執行体制に引き継ぐ。

3. 会員の種類に個人会員と団体会員を明記するべき。
 →規約第 6 条の会員の項に個人、団体の定義を入れるように、次期執行体制に引き継ぐ。

第二号議案：平成 20 年度事業計画（案）

平成 21 年の 1 月～3 月の間の事業計画について、次にあげる活動計画が承認された。

- 1) メーリングリストの開設
- 2) リーフレットの作成・配布

- 3) ワークショップの開催と保全活動の実施
- 4) サンゴージュゴンに関するパネルの巡回展の開催
- 5) 国際サンゴ礁年 2008 の検証及び継承
- 6) 各地域のサンゴ礁保全に関わる問題の収集と周知

6)「各地域のサンゴ礁保全に関わる問題の収集と周知」が会員から新たに提案された。1～5については議案書の内容に関して質疑はなかった。

6) 各地域のサンゴ礁保全に関わる問題の収集と周知

陸域を含めたサンゴ礁に関する個別の問題について、会員の積極的な参加の下、メーリングリストやホームページ等を活用しながら情報を収集し、広く周知する。

時期：2009年1月～

実施主体：本協議会

第三号議案：沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の運営体制（案）

議案書にあるとおり、平成21年度以降については引き続き事務局を沖縄県文化環境部自然保護課に置き、運営に係る作業等については、協議会の中に運営委員会を設置して、同委員会と他の委員会及び理事会が協力しながら平成21年度以降の事業を推進する運営体制が承認された。

→活動・運営は形ありきではなく、話し合いのなかで柔軟性をもって対応してほしい。

第四号議案：平成21年度事業計画（案）

議案書にあるとおり、平成21年度の事業計画について、次にあげる活動計画が承認された。

- 1) 沖縄県のサンゴ礁についての現状取りまとめ
- 2) 沖縄県におけるサンゴ礁保全についての提案
- 3) 自然資源に関する地域での意識調査
- 4) 資金調達に関する戦略の検討

第五号議案：修正平成21年度收支予算（案）

平成21年度の收支予算について、「修正平成21年度の收支予算（案）」が承認された。

第六号議案：役員の選任について

12月13日に開票が行われ、下記の会長・副会長・理事・監査役が総会で承認された。なお、組織として選出された会員は担当者を立て、理事会等に支障のないように調整する。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会役員

会長

西平 守孝

副会長

中野 義勝

理事

沖縄県文化環境部自然保護課	八重山サンゴ礁保全協議会
渡嘉敷ダイビング協会	梶原 健次
沖縄県漁業協同組合連合会	エコガイドカフェ
鹿熊 信一郎	後藤 亜樹
WWF ジャパン	上里 幸秀
環境省那覇自然環境事務所	有限会社コーラルクエスト
桜井 国俊	中谷 誠治
寺田 麗子	日本サンゴ礁学会
泡瀬干潟を守る連絡会	有限会社三浦クリエイティブ
特定非営利活動法人 沖縄エコツーリズム推進協議会	NPO法人沖縄県ダイビング安全対策協議会

監査役

中山 恵子

沖縄県衛生環境研究所

上記のとおり平成20年度第1回総会の議事に相違ないことを証するため、ここに議長及び議事録署名人が記名・捺印する。

平成20年12月13日 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会

議事録署名人 上里 幸秀

議事録署名人 安村 茂樹